

議案第 58 号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 6 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「20の項」を「19の項」に改める。

別表第 1 の 1 の項金額の欄を次のように改める。

(1) (2)又は(3)以外の場合 合にあっては、確認の申請又は計画の通知(以下この項において「申請等」という。)1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30平方メートル以

内のもの 11,000円

イ 30平方メートルを
超え100平方メートル
以内のもの 21,000
円

ウ 100平方メートルを
超え200平方メートル
以内のもの 34,000
円

エ 200平方メートルを
超え500平方メートル
以内のもの 50,000
円

オ 500平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以内のもの 79,000
円

カ 1,000平方メートル
を超え2,000平方メー
トル以内のもの
117,000円

キ 2,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの
220,000円

ク 10,000平方メー

ルを超え50,000平方
メートル以内のもの

361,000円

ケ 50,000平方メー
トルを超えるもの

617,000円

(2) 当該建築物の建築に
ついて建築物のエネル
ギー消費性能の向上等
に関する法律施行規則
(平成28年国土交通省
令第5号。以下この項に
おいて「省令」という。)
第2条第1項第1号の
規定を適用する場合に
あつては、(1)に規定す
る額に、一の建築物につ
きア又はイに規定する
額を加算した額

ア 申請等の対象が1
の単位住戸(住宅の部
分の一の住戸をいう。
以下この項及び13の
項から19の項までに
おいて同じ。)を有す
る住宅である場合に

あつては、当該住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積)が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

イ 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、当該住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは48,000円、

5,000平方メートル以上
のときは63,000円

(3) 当該建築物の建築に
ついて省令第2条第2
項の規定を適用する場
合にあつては、(1)に規
定する額に、一の建築物
につきア又はイに規定
する額を加算した額

ア 申請等の対象が1
の単位住戸を有する
住宅である場合にあ
つては、当該住宅の床
面積(増築又は改築を
する場合にあつては、
当該増築又は改築を
する部分の床面積)が
200平方メートル未満
の時は5,000円、200平
方メートル以上のと
きは6,000円

イ 申請等の対象が2
以上の単位住戸を有
する住宅である場合
にあつては、当該住宅
の床面積(増築又は改

築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは15,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは24,000円、5,000平方メートル以上のときは31,000円

別表第1の2の項第1号中「18,000円」を「21,000円」に改め、同項第2号中「9,000円」を「11,000円」に改め、同表3の項第1号中「14,000円」を「18,000円」に改め、同項第2号中「7,000円」を「9,000円」に改め、同表4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第1号中「17,000円」を「19,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に改め、同項第3号中「27,000円」を「34,000円」に改め、同項第4号中「39,000円」を「51,000円」に改め、同項第5号中「57,000円」を「69,000円」に改め、同項第6号中「77,000円」を「94,000円」に改め、同項第7号中「165,000円」を「200,000円」に改め、同項第8号中「254,000円」を「311,000円」に改め、同項第9号中「468,000円」を「573,000円」に改め、同表5の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第1号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「22,000円」を「25,000円」に改め、同項第3号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第4号中「38,000円」を「50,000円」に改め、同

同項第5号中「56,000円」を「68,000円」に改め、同項第6号中「74,000円」を「91,000円」に改め、同項第7号中「162,000円」を「196,000円」に改め、同項第8号中「251,000円」を「306,000円」に改め、同項第9号中「465,000円」を「568,000円」に改め、同表6の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「30,000円」を「32,000円」に改め、同表7の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「23,000円」を「25,000円」に改め、同表8の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第2号中「16,000円」を「18,000円」に改め、同項第3号中「22,000円」を「26,000円」に改め、同項第4号中「35,000円」を「39,000円」に改め、同項第5号中「53,000円」を「55,000円」に改め、同項第6号中「74,000円」を「77,000円」に改め、同項第7号中「148,000円」を「150,000円」に改め、同項第8号中「242,000円」を「247,000円」に改め、同項第9号中「449,000円」を「450,000円」に改め、同表13の項第1号中「、18の項及び20の項」を「及び18の項」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号ア中「(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び18の項から20の項までにおいて同じ。)」を削り、同項第2号ア中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号ア(ア)中「20の項」を「19の項」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又はイ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この項、次項、18の項及び19の項において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

別表第1の13の項第2号イ中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未

満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは124,000円、5,000平方メートル以上のときは181,000円

別表第1の14の項第2号ア中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

別表第1の14の項第2号イ中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

別表第1の15の項中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項第2号中「となる」を「が住宅以外の建築物であり、判定に係る」に改め、同号ア中「の合計が」を「(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上」に改め、同号イ中「の合計が」を「(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「となる建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)」を「が住宅以外の建築物であり、判定に係る建築物」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項から17の項まで

及び20の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」を「建築物エネルギー消費性能基準」に、「定める基準(以下この項から17の項まで及び20の項)」を「定める基準(以下この項から17の項まで)」に、「の合計が」を「(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上」に改め、同号イ中「及び20の項」を削り、「の合計が」を「(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは16,000円、300平方メートル以上」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項から17の項までにおいて「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(1)に定める基準に限る。))をいう。以下この項から17の項までにおいて同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(2)に定める基準に限る。))をいう。以下この項から17の項までにおいて同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メ

ー トル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この項から17の項までにおいて同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは124,000円、5,000平方メートル以上のときは181,000円

別表第1の15の項に次の1号を加える。

(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 アに定め

る額に、イに定める額を加算した額

ア 判定に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (1)に規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 判定に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により算出した額

イ 判定に係る建築物の住宅以外の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(3)の規定により算出した額

(イ) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(4)の規定により算出した額

別表第1の16の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同項第2号中「となる」を「が住宅以外の建築物であり、判定に係る」に改め、同号ア中「の合計が」を「(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上」に改め、同号イ中「の合計が」を「(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「となる」を「が住宅以外の建築物であ

り、判定に係る」に改め、同号ア中「の合計が」を「（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上」に改め、同号イ中「の合計が」を「（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積）に応じてアからウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積）に応じてアからウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

別表第1の16の項に次の1号を加える。

(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 アに定める額に、イに定める額を加算した額

ア 判定に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (1)に規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 判定に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により算出した額

イ 判定に係る建築物の住宅以外の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(3)の規定によ

り算出した額

- (1) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計に応じて(4)の規定により算出した額

別表第1の17の項中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に、「同省令第3条」を「同令第5条」に、「同省令第7条第2項」を「同令第9条第2項」に改め、同項第2号中「となる」を「が住宅以外の建築物であり、証明に係る」に改め、同号ア中「の合計が」を「（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上」に改め、同号イ中「の合計が」を「（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「となる」を「が住宅以外の建築物であり、証明に係る」に改め、同号ア中「の合計が」を「（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上」に改め、同号イ中「の合計が」を「（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 証明の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 証明に係る住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積）に応じてアからウまでに規定する額

ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

(2) 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 証明に係る住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積）に応じてアからウまでに規定する額

ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 証明に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 証明に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 証明に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

別表第1の17の項に次の1号を加える。

(5) 証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 アに定める額に、イに定める額を加算した額

ア 証明に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (1)に規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 証明に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により算出した額

イ 証明に係る建築物の住宅以外の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 証明に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(3)の規定により算出した額

(イ) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 証明に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(4)の規定により算出した額

別表第1の18の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同号イ及びエ(イ)中「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、同項第2号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ア中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、

仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

別表第1の18の項第2号イ中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号イ(ア)及び(イ)中「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、同号イに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは124,000円、5,000平方メートル以上のときは181,000円

別表第1の18の項第2号エ(イ)中「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、同項第3号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項第4号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ア及びイ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表19の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号イ及びエ(イ)中「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、同項第2号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ア中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

別表第1の19の項第2号イ中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号イ(ア)及び(イ)中「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、同号イに次のように加える。

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、

仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

別表第1の19の項第2号エ(イ)中「(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」を削り、同項第3号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項第4号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ア及びイ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項第5号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号アからウまでの規定中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表20の項を削る。

別表第2の1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項から7の項までの改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。)及び8の項の改正規定(「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める部分に限る。)並びに別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する手数料を定め、その他所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
<p>第1条 第4条（略） （手数料の免除）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 つくば市については、別表第1（15の項から<u>19の項</u>までを除く。）及び別表第2に掲げる手数料を免除するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</p>				<p>第1条 第4条（略） （手数料の免除）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 つくば市については、別表第1（15の項から<u>20の項</u>までを除く。）及び別表第2に掲げる手数料を免除するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</p>			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）	建築物確認申請等手数料	<p><u>(1) (2)又は(3)以外の場</u> <u>合にあつては、確認の申</u> <u>請又は計画の通知(以下</u> <u>この項において「申請</u> <u>等」という。)1件につ</u> <u>き、次に掲げる床面積の</u> <u>合計の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定める額</u> <u>ア 30平方メートル以</u> <u>内のもの 11,000円</u> <u>イ 30平方メートルを</u> <u>超え100平方メートル</u></p>	1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）	建築物確認申請等手数料	<p>確認の申請又は計画の通</p> <p>知1件につき、次に掲げる</p> <p>床面積の合計の区分に応</p> <p>じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>(1) 30平方メートル以内</u> <u>のもの 8,000円</u> <u>(2) 30平方メートルを超</u> <u>え100平方メートル以内</u> <u>のもの 15,000円</u> <u>(3) 100平方メートルを超</u> <u>え200平方メートル以内</u> <u>のもの 23,000円</u></p>

以内のもの 21,000円

ウ 100平方メートルを
超え200平方メートル
以内のもの 34,000円

エ 200平方メートルを
超え500平方メートル
以内のもの 50,000円

オ 500平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以内のもの 79,000円

カ 1,000平方メートル
を超え2,000平方メ
ートル以内のもの
117,000円

キ 2,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの
220,000円

ク 10,000平方メー
トルを超え50,000平方
メートル以内のもの
361,000円

ケ 50,000平方メー
トルを超えるもの

(4) 200平方メートルを超
え500平方メートル以内
のもの 40,000円

(5) 500平方メートルを超
え1,000平方メートル以
内のもの 72,000円

(6) 1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル
以内のもの 105,000円

(7) 2,000平方メートルを
超え10,000平方メー
トル以内のもの 212,000円

(8) 10,000平方メートル
を超え50,000平方メ
ートル以内のもの 348,000円

(9) 50,000平方メートル
を超えるもの 605,000円

617,000円

(2) 当該建築物の建築に
ついて建築物のエネル
ギー消費性能の向上等
に関する法律施行規則
(平成28年国土交通省
令第5号。以下この項に
おいて「省令」という。)
第2条第1項第1号の
規定を適用する場合に
あつては、(1)に規定す
る額に、一の建築物につ
きア又はイに規定する
額を加算した額
ア 申請等の対象が1
の単位住戸(住宅の部
分の一の住戸をいう。
以下この項及び13の
項から19の項までに
おいて同じ。)を有す
る住宅である場合に
あつては、当該住宅の
床面積(増築又は改築
をする場合にあつて
は、当該増築又は改築
をする部分の床面積)
が200平方メートル未
満のときは11,000円、

200平方メートル以上
のときは12,000円

イ 申請等の対象が2
以上の単位住戸を有
する住宅である場合
にあつては、当該住宅
の床面積(増築又は改
築をする場合にあつ
ては、当該増築又は改
築をする部分の床面
積)の合計が300平方
メートル未満のとき
は19,000円、300平方
メートル以上2,000平
方メートル未満のと
きは31,000円、2,000
平方メートル以上
5,000平方メートル未
満のときは48,000円、
5,000平方メートル以
上のときは63,000円

(3) 当該建築物の建築に
ついて省令第2条第2
項の規定を適用する場
合にあつては、(1)に規
定する額に、一の建築物
につきア又はイに規定
する額を加算した額

ア 申請等の対象が1
の単位住戸を有する
住宅である場合に
あつては、当該住宅の床
面積(増築又は改築を
する場合にあつては、
当該増築又は改築を
する部分の床面積)が
200平方メートル未
満
の時は5,000円、200
平方メートル以上の
ときは6,000円

イ 申請等の対象が2
以上の単位住戸を有
する住宅である場合
にあつては、当該住宅
の床面積(増築又は改
築をする場合にあつ
ては、当該増築又は改
築をする部分の床面
積)の合計が300平方
メートル未満のとき
は10,000円、300平方
メートル以上2,000平
方メートル未満のと
きは15,000円、2,000
平方メートル以上
5,000平方メートル未

			満のときは24,000円、 5,000平方メートル以 上のときは31,000円				
2	建築基準法第6条第1項 の規定に基づく確認の申 請に係る計画に同法第87 条の4の昇降機に係る部 分が含まれる場合におけ る同法第6条第1項の規 定に基づく確認の申請に 対する審査（同法第18条第 2項の規定による計画の 通知に対する審査を含 む。）及び同法第87条の4 において準用する同法第 6条第1項の規定に基づ く建築設備の確認の申請 に対する審査（同法第18条 第2項の規定による計画 の通知に対する審査を含 む。）	建築設備確認申請等手数料	(1) 建築設備の1につき、 建築設備を設置する場 合(確認済証の交付を受 けた建築設備の計画の 変更をして建築設備を 設置する場合を除く。) <u>21,000円</u> (2) 建築設備の1につき、 確認済証の交付を受け た建築設備の計画の変 更をして建築設備を設 置する場合 <u>11,000円</u>	2	建築基準法第6条第1項 の規定に基づく確認の申 請に係る計画に同法第87 条の4の昇降機に係る部 分が含まれる場合におけ る同法第6条第1項の規 定に基づく確認の申請に 対する審査（同法第18条第 2項の規定による計画の 通知に対する審査を含 む。）及び同法第87条の4 において準用する同法第 6条第1項の規定に基づ く建築設備の確認の申請 に対する審査（同法第18条 第2項の規定による計画 の通知に対する審査を含 む。）	建築設備確認申請等手数料	(1) 建築設備の1につき、 建築設備を設置する場 合(確認済証の交付を受 けた建築設備の計画の 変更をして建築設備を 設置する場合を除く。) <u>18,000円</u> (2) 建築設備の1につき、 確認済証の交付を受け た建築設備の計画の変 更をして建築設備を設 置する場合 <u>9,000円</u>
3	建築基準法第88条第1項 及び第2項において準用 する同法第6条第1項の 規定に基づく工作物の確 認の申請に対する審査（同 法第18条第2項の規定に よる計画の通知に対する	工作物確認申請等手数料	(1) 工作物の1につき、工 作物を築造する場合(確 認済証の交付を受けた 工作物の計画の変更を して工作物を築造する 場合を除く。) <u>18,000 円</u>	3	建築基準法第88条第1項 及び第2項において準用 する同法第6条第1項の 規定に基づく工作物の確 認の申請に対する審査（同 法第18条第2項の規定に よる計画の通知に対する	工作物確認申請等手数料	(1) 工作物の1につき、工 作物を築造する場合(確 認済証の交付を受けた 工作物の計画の変更を して工作物を築造する 場合を除く。) <u>14,000 円</u>

	審査を含む。)	(2) 工作物の1につき、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>9,000円</u>		審査を含む。)	(2) 工作物の1につき、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>7,000円</u>		
4	建築基準法第7条第1項建築物完了検査申請等手の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関するもの(同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)	建築物完了検査申請等手の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関するもの(同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)	完了検査の申請又は完了の通知1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>27,000円</u> (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>34,000円</u> (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>51,000円</u> (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>69,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>94,000円</u> (7) 2,000平方メートルを	4	建築基準法第7条第1項建築物完了検査申請等手の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関するもの(同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)	建築物完了検査申請等手の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関するもの(同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)	完了検査の申請又は完了の通知1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 30平方メートル以内のもの <u>17,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>23,000円</u> (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>27,000円</u> (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>39,000円</u> (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>57,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>77,000円</u> (7) 2,000平方メートルを

			<p>超え10,000平方メートル以内のもの <u>200,000</u>円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>311,000</u>円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>573,000</u>円</p>			<p>超え10,000平方メートル以内のもの <u>165,000</u>円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>254,000</u>円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>468,000</u>円</p>	
5	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関するもの(同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)</p>	<p>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>完了検査の申請又は完了の通知1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの <u>17,000</u>円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>25,000</u>円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>32,000</u>円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>50,000</u>円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以</p>	5	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査のうち同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関するもの(同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)</p>	<p>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>完了検査の申請又は完了の通知1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの <u>16,000</u>円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>22,000</u>円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>26,000</u>円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>38,000</u>円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以</p>

		<p>内のもの <u>68,000円</u></p> <p>(6) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内のもの <u>91,000円</u></p> <p>(7) 2,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの <u>196,000 円</u></p> <p>(8) 10,000平方メー トルを超え50,000平方メー トル以内のもの <u>306,000 円</u></p> <p>(9) 50,000平方メー トルを超えるもの <u>568,000 円</u></p>			<p>内のもの <u>56,000円</u></p> <p>(6) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内のもの <u>74,000円</u></p> <p>(7) 2,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの <u>162,000 円</u></p> <p>(8) 10,000平方メー トルを超え50,000平方メー トル以内のもの <u>251,000 円</u></p> <p>(9) 50,000平方メー トルを超えるもの <u>465,000 円</u></p>		
6	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査(同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)及び同法第87条の4において準用する場合同法第7条第1項の規定に	建築設備完了検査申請等 手数料	建築設備の1につき <u>32,000円</u>	6	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査(同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。)及び同法第87条の4において準用する場合同法第7条第1項の規定に	建築設備完了検査申請等 手数料	建築設備の1につき <u>30,000円</u>

	基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）				基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）		
7	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	工作物完了検査申請等手数料	工作物の1につき 25,000円	7	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	工作物完了検査申請等手数料	工作物の1につき 23,000円
8	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査（同法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を含む。）	建築物中間検査申請等手数料	中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知1件につき、次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)（略） (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 18,000円 (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 26,000円 (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内	8	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査（同法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を含む。）	建築物中間検査申請等手数料	中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知1件につき、次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)（略） (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 16,000円 (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円 (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内

			<p>のもの <u>39,000円</u></p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>55,000円</u></p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>77,000円</u></p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>150,000円</u></p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>247,000円</u></p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>450,000円</u></p>			<p>のもの <u>35,000円</u></p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>53,000円</u></p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>74,000円</u></p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>148,000円</u></p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>242,000円</u></p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>449,000円</u></p>	
9	(略)	(略)	(略)	9	(略)	(略)	(略)
12 の 2				12 の 2			
13	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」	13	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」

に対する審査

という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項及び18の項において「登録住宅性能評価機関」という。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建

に対する審査

という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建

建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の
単位住戸 _____

_____を有
する住宅である場合
4,000円

イ エ (略)

(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審

建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の
単位住戸(住宅の部分
の一の住戸をいう。以
下この項、次項及び18
の項から20の項まで
において同じ。)を有
する住宅である場合
4,000円

イ エ (略)

(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審

査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)から(ウ)までに規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から19の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この項、次項、18の項及び19の項において「性能

査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から20の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この項、次項、18の項及び19の項において「性能

基準」という。)による場合
あつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) (略)

(ウ) 申請に係る住宅

について、誘導基準

に適合しているか

どうかの基準が、仕様

・計算併用法(省

令第10条第2号イ

(1)及びロ(2)に定

める基準又はイ(2)

及びロ(1)に定める

基準をいう。以下こ

の項、次項、18の項

及び19の項におい

て同じ。)による場

合 当該単位住戸

の床面積が200平方

メートル未満のと

きは21,000円、200

平方メートル以上

のときは23,000円

基準」という。)による場合
あつては、当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) (略)

		<p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 <u>(ア)から(ウ)までに規定する額</u> (ア)・(イ) (略) <u>(ウ) 申請に係る住宅</u> <u>について、誘導基準</u> <u>に適合しているか</u> <u>どうかの基準が、仕様・計算併用法による場合</u> 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは124,000円、5,000平方メートル以上のときは181,000円</p> <p>ウ・エ (略) (3) (略)</p>			<p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 <u>(ア)又は(イ)</u>に規定する額 (ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ・エ (略) (3) (略)</p>
14	都市の低炭素化の促進に	低炭素建築物新築等計画	14	都市の低炭素化の促進に	低炭素建築物新築等計画

<p>関する法律第55条第1項変更認定申請手数料の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>		<p>(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 <u>(ア)から(ウ)までに規定する額</u></p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円</u></p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合</p>	<p>関する法律第55条第1項変更認定申請手数料の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>		<p>(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 <u>(ア)又は(イ)に規定する額</u></p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合</p>
---	--	--	---	--	---

			(ア)から(ウ)までに規定する額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円 ウ・エ (略) (3) (略)			(ア)又は(イ)に規定する額 (ア)・(イ) (略)
15	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積 増築又は	15	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項から17の項までにおいて「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(1)に定める基準に限る。)をいう。以下この項から17の項

建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

までにおいて同じ。)
による場合 当該単
位住戸の床面積が200
平方メートル未満の
ときは28,000円、200
平方メートル以上の
ときは32,000円

イ 判定に係る住宅に
ついて、建築物エネル
ギー消費性能基準に
適合しているかどうかの
基準が、仕様基準
(省令第1条第1項
第2号イ(2)及びロ
(2)に定める基準(同
号イただし書に規定
する国土交通大臣が
定める基準に適合す
る住宅にあっては、同
号ロ(2)に定める基準
に限る。)をいう。以
下この項から17の項
までにおいて同じ。)

による場合 当該単
位住戸の床面積が200
平方メートル未満の
ときは15,000円、200
平方メートル以上の

ときは16,000円

ウ 判定に係る住宅に
ついて、建築物エネル
ギー消費性能基準に
適合しているかどうかの基準が、仕様・計
算併用法(省令第1条
第1項第2号イ(1)及
びロ(2)に定める基準
又は同号イ(2)及びロ
(1)に定める基準をい
う。以下この項から17
の項までにおいて同
じ。)による場合 当
該単位住戸の床面積
が200平方メートル未
満のときは21,000円、
200平方メートル以上
のときは23,000円

(2) 判定の対象が2以上
の単位住戸を有する住
宅である場合 判定に
係る住宅の床面積(増築
又は改築をする場合に
あっては、当該増築又は
改築をする住宅の部分
の床面積)に応じてアか
らウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メ

メートル以上2,000平方
メートル未満のとき
は47,000円、2,000平
方メートル以上5,000
平方メートル未満の
ときは86,000円、
5,000平方メートル以
上のときは130,000円

ウ 判定に係る住宅に
ついて、建築物エネル
ギー消費性能基準に
適合しているかどうかの
基準が、仕様・計
算併用法による場合
判定に係る住宅の
床面積の合計が300平
方メートル未満のとき
は42,000円、300平
方メートル以上2,000
平方メートル未満の
ときは71,000円、
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のときは124,000
円、5,000平方メー
トル以上のときは
181,000円

(3) 判定の対象が住宅以

(1) 判定の対象となる建

外の建築物であり、判定に係る建築物

_____の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。）である場合 ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準

建築物 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。）である場合 ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項から17の項まで及び20の項におい

____に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この項から17の項まで

____において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合
当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル

て「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合
当該建築物の床面積の合計が

1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル

ル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号口に定める基準(以下この項から17の項まで_____において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面

ル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号口に定める基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が

積)の合計が300平方メートル未満のときは16,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円

(4) 判定の対象が住宅以外の建築物であり、判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物

_____1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円

(2) 判定の対象となる
_____建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物

について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル

について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積の合計が

1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル

未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メー

未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積の合計が

1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メー

ル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円

(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合

アに定める額に、イに定める額を加算した額

ア 判定に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合

(1)に規定する額

(イ) 建築物の住宅の

ル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円

部分が2以上の単
位住戸を有する場
合 判定に係る建
築物の住宅の部分
の床面積(増築又は
改築をする場合に
あっては、当該増築
又は改築をする住
宅の部分の床面積)
の合計に応じて(2)
の規定により算出
した額

イ 判定に係る建築物
の住宅以外の部分に
ついて、次の(ア)又は
(イ)に掲げる区分に応
じ、当該(ア)又は(イ)に
定める額

(ア) 建築物の住宅以
外の部分の用途が
工場等である場合
判定に係る建築
物の住宅以外の部
分の床面積(増築又
は改築をする場合
にあっては、当該増
築又は改築をする
住宅以外の部分の

			<p>床面積)の合計に応じて(3)の規定により算出した額</p> <p>(1) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(4)の規定により算出した額</p>			
16	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額</p> <p>ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に</p>	16	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>

適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは

11,000円、200平方メートル以上のときは
12,000円

(2) 判定の対象が2以上

の単位住戸を有する住宅である場合 判定に係る住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 判定に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは
29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは
48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは 82,000円、

5,000平方メートル以
上のときは117,000円

イ 判定に係る住宅に
ついて、建築物エネル
ギー消費性能基準に
適合しているかどう
かの基準が、仕様基準
による場合 判定に
係る住宅の床面積の
合計が300平方メー
トル未満のときは
14,000円、300平方メ
ートル以上2,000平方
メートル未満のとき
は24,000円、2,000平
方メートル以上5,000
平方メートル未満の
ときは43,000円、
5,000平方メートル以
上のときは65,000円

ウ 判定に係る住宅に
ついて、建築物エネル
ギー消費性能基準に
適合しているかどう
かの基準が、仕様・計
算併用法による場合
判定に係る住宅の
床面積の合計が300平

方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

(3) 判定の対象が住宅以外の建築物であり、判定に係る建築物の用途が工場等である場合 ア 又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合)にあっては、当

(1) 判定の対象となる

建築物の用途が工場等である場合 ア 又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積の合計が

該増築又は改築をす
る住宅以外の部分の
床面積)の合計が300
平方メートル未満の
ときは10,000円、300
平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のときは13,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは18,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
42,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは63,000円、
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のときは
77,000円、25,000平方
メートル以上のとき
は96,000円

イ 判定に係る建築物
について、建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど

1,000平方メートル未
満のときは13,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは18,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
42,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは63,000円、
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のときは
77,000円、25,000平方
メートル以上のとき
は96,000円

イ 判定に係る建築物
について、建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど

うかの基準が、モデル
建物法による場合
当該建築物の床面積
(増築又は改築をす
る場合にあっては、当
該増築又は改築をす
る住宅以外の部分の
床面積)の合計が300
平方メートル未満の
ときは8,000円、300
平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のときは11,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは16,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
40,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは60,000円、
10,000平方メー
トル以上25,000平方メー
トル未満のときは
74,000円、25,000平方
メートル以上のとき

うかの基準が、モデル
建物法による場合
当該建築物の床面積
の合計が

1,000平方メートル未
満のときは11,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは16,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
40,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは60,000円、
10,000平方メー
トル以上25,000平方メー
トル未満のときは
74,000円、25,000平方
メートル以上のとき

は92,000円

(4) 判定の対象が住宅以外の建築物であり、判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メー

は92,000円

(2) 判定の対象となる
____ 建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積の合計が

1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メー

トル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300

トル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積の合計が

平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のときは46,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは61,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
98,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは128,000円、
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のときは
154,000円、25,000平
方メートル以上のと
きは181,000円

(5) 判定の対象が住宅及
び住宅以外の部分を有
する建築物である場合
アに定める額に、イに
定める額を加算した額
ア 判定に係る建築物
の住宅の部分につい
て、次の(ア)又は(イ)に
掲げる区分に応じ、当

1,000平方メートル未
満のときは46,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは61,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
98,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは128,000円、
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のときは
154,000円、25,000平
方メートル以上のと
きは181,000円

該(ア)又は(イ)に定め
る額

(ア) 建築物の住宅の
部分が1の単位住
戸を有する場合
(1)に規定する額

(イ) 建築物の住宅の
部分が2以上の単
位住戸を有する場
合 判定に係る建
築物の住宅の部分
の床面積(増築又
は改築をする場合
にあつては、当該
増築又は改築をす
る住宅の部分の床
面積)の合計に応
じて(2)の規定に
より算出した額

イ 判定に係る建築物
の住宅以外の部分に
ついて、次の(ア)又は
(イ)に掲げる区分に応
じ、当該(ア)又は(イ)に
定める額

(ア) 建築物の住宅以
外の部分の用途が
工場等である場合

			<p>判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合)にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(3)の規定により算出した額</p> <p>(1) 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合)にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計に応じて(4)の規定により算出した額</p>			
17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の</p> <p>規定に基づく同令第5条</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>	<p>(1) 証明の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 証明に係る住宅の床面積(増築又は改築をする場合)に</p>	17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の</p> <p>規定に基づく同省令第3</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>

（同令第9条第2項）において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更_{に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査}

ては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額

ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

条（同省令第7条第2項）において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更_{に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査}

ギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合
当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは
11,000円、200平方メートル以上のときは
12,000円

(2) 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 証明に係る住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)に応じてアからウまでに規定する額
ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 証明に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは

29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 証明に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

ウ 証明に係る住宅に

ついて、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合
証明に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円

(3) 証明の対象が住宅以外の建築物であり、証明に係る建築物の用途が工場等である場合 ア
又はイに定める額
ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第

(1) 証明の対象となる

_____建築物の用途が工場等である場合 ア
又はイに定める額
ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第

1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積の合計が

1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(4) 証明の対象が住宅以外の建築物であり、証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積)の合計が300

平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 証明の対象となる
建築物の用途が
工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積の合計が

平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積

1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積

(増築又は改築をす
る場合にあっては、当
該増築又は改築をす
る住宅以外の部分の
床面積)の合計が300
平方メートル未満の
ときは36,000円、300
平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のときは46,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは61,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
98,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは128,000円、
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のときは
154,000円、25,000平
方メートル以上のと
きは181,000円

(5) 証明の対象が住宅及
び住宅以外の部分を有

の合計が

1,000平方メートル未
満のときは46,000円、
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のときは61,000
円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のときは
98,000円、5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
ときは128,000円、
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のときは
154,000円、25,000平
方メートル以上のと
きは181,000円

する建築物である場合

アに定める額、イに
定める額を加算した額

ア 証明に係る建築物
の住宅の部分につい
て、次の(ア)又は(イ)に
掲げる区分に応じ、当
該(ア)又は(イ)に定め
る額

(ア) 建築物の住宅の
部分が1の単位住
戸を有する場合

(1)に規定する額

(イ) 建築物の住宅の
部分が2以上の単
位住戸を有する場
合 証明に係る建

築物の住宅の部分
の床面積(増築又
は改築をする場合

にあつては、当該
増築又は改築をす
る住宅の部分の床

面積)の合計に応
じて(2)の規定に
より算出した額

イ 証明に係る建築物
の住宅以外の部分に

ついて、次の(ア)又は
(イ)に掲げる区分に応
じ、当該(ア)又は(イ)に
定める額

(ア) 建築物の住宅以
外の部分の用途が
工場等である場合
証明に係る建築
物の住宅以外の部
分の床面積(増築又
は改築をする場合
にあつては、当該増
築又は改築をする
住宅以外の部分の
床面積)の合計に応
じて(3)の規定によ
り算出した額

(イ) 建築物の住宅以
外の部分の用途が
工場等以外である
場合 証明に係る
建築物の住宅以外
の部分の床面積(増
築又は改築をする
場合にあつては、当
該増築又は改築を
する住宅以外の部
分の床面積)の合計

			に於て(4)の規定 により算出した額				
18	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第30条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性	18	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性

能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア (略)

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合申請に係る住宅の床面積_____

_____の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メー

能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア (略)

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合申請に係る住宅の床面積省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メー

トル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき37,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき67,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単

トル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき37,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき67,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単

位住戸を有する場
合 申請に係る建
築物の住宅の部分
の床面積_____

____の合計に応じ
てイの規定により
算出した額

(2) 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関
する法律第29条第3項
各号に掲げる事項の記
載がない建築物エネル
ギー消費性能向上計画
であって、適合証がない
場合(建築基準関係規定
適合審査を受けるよう
申し出る場合を除く。)
にあつては、次のアから
エまでに掲げる区分に
応じ、当該アからエまで
に定める額

ア 認定の対象が1の
単位住戸を有する住
宅である場合 1件

位住戸を有する場
合 申請に係る建
築物の住宅の部分
の床面積(省令第13

条第3項第2号の
規定を適用する場
合にあつては、共用
部分の床面積を除

く。)の合計に応じ
てイの規定により
算出した額

(2) 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関
する法律第34条第3項
各号に掲げる事項の記
載がない建築物エネル
ギー消費性能向上計画
であって、適合証がない
場合(建築基準関係規定
適合審査を受けるよう
申し出る場合を除く。)
にあつては、次のアから
エまでに掲げる区分に
応じ、当該アからエまで
に定める額

ア 認定の対象が1の
単位住戸を有する住
宅である場合 1件

につき(ア)から(ウ)ま
でに規定する額
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 申請に係る住宅
について、誘導基準
に適合しているか
どうかの基準が、仕
様・計算併用法によ
る場合 当該単位
住戸の床面積が200
平方メートル未満
のときは21,000円、
200平方メートル以
上のときは23,000

円

イ 認定の対象が2以
上の単位住戸を有す
る住宅である場合
1件につき(ア)から
(ウ)までに規定する額
(ア) 申請に係る住宅
について、誘導基準
に適合しているか
どうかの基準が、性
能基準による場合
にあつては、申請に
係る住宅の床面積

につき(ア)又は(イ)
に規定する額
(ア)・(イ) (略)

イ 認定の対象が2以
上の単位住戸を有す
る住宅である場合
1件につき(ア)又は
(イ)に規定する額
(ア) 申請に係る住宅
について、誘導基準
に適合しているか
どうかの基準が、性
能基準による場合
にあつては、申請に
係る住宅の床面積
(省令第13条第3

の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは71,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メー

の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

トル未満のときは
124,000円、5,000
平方メートル以上
のときは181,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積_____

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の
規定を適用する場

		<p style="text-align: center;">_____の合計に応じ てイの規定により 算出した額</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算</p>			<p style="text-align: center;">合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じ てイの規定により 算出した額</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定</p>
--	--	--	--	--	---

			<p>した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p>			<p>した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p>	
19	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、	19	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、

当該アからエまでに定める額

ア (略)

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合申請に係る住宅の床面積

_____の合計が300

平方メートル未満のときは1件につき

4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは

1件につき8,000円、

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき

19,000円、5,000

平方メートル以上のときは1件につき

33,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分

当該アからエまでに定める額

ア (略)

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合申請に係る住宅の床面積

(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)

_____の合計が300

平方メートル未満のときは1件につき

4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは

1件につき8,000円、

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき

19,000円、5,000

平方メートル以上のときは1件につき

33,000円

ウ (略)

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分

を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積_____

_____の合計

に応じてイの規定により算出した額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13

条第3項第2号の規定を適用する場合

にあつては、共用部分の床面積を除く。)

の合計に応じてイの規定により

算出した額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)から(ウ)までに規定する額
(ア)・(イ) (略)
(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が200平方

する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額
(ア)・(イ) (略)

メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合1件につき(ア)から(ウ)までに規定する額(ア)申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあっては、申請に係る住宅の床面積

_____の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合1件につき(ア)又は(イ)に規定する額(ア)申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあっては、申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル

		<p>以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(1) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が誘導仕様基準による場合にあっては、申請に係る住宅の床面積</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平</p>			<p>以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(1) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が誘導仕様基準による場合にあっては、申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)</p> <p>の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>方メートル以上のときは65,000円</p> <p><u>(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは21,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円、5,000平方メートル以上のときは91,000円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、</p>			<p>方メートル以上のときは65,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、</p>
--	--	---	--	--	--

次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積_____

_____の合計に応じてイの規定により算出した額

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画

次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) (略)

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画

に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の申請建築物

に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の申請建築物

(1)、(2)又は(3)に規定する額

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の他の建築物一の建築物につき18の項の(1)又は(2)に規定する額

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額

(1)、(2)又は(3)に規定する額

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の他の建築物一の建築物につき18の項の(1)又は(2)に規定する額

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額

			<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第29条第3項</u>の他の建築物（追加に係るものを除く。）一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第29条第3項</u>の他の建築物（追加に係るものに限る。）一の建築物につき18の項の(1)又は(2)に規定する額</p>			<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第34条第3項</u>の他の建築物（追加に係るものを除く。）一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第34条第3項</u>の他の建築物（追加に係るものに限る。）一の建築物につき18の項の(1)又は(2)に規定する額</p>
				<p>20 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</u></p>	<p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消</u></p>

費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、以下この項において「適合証」という。)がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき4,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000

円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき37,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき67,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき

67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは1件につき133,000円、25,000平方メートル以上のときは1件につき167,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住

戸を有する場合
アに規定する額

(1) 建築物の住宅の
部分が2以上の単
位住戸を有する場
合 申請に係る建
築物の住宅の部分
の床面積(省令第4
条第3項第2号の
規定を適用する場
合にあっては、共用
部分の床面積を除
く。)の合計に応じ
てイの規定により
算出した額

(2) 適合証がない場合に
あっては、次のアからエ
までに掲げる区分に応
じ、当該アからエまでに
定める額

ア 認定の対象が1の
単位住戸を有する住
宅である場合 1件
につき(ア)、(イ)又は
(ウ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅
について、建築物エ
ネルギー消費性能

基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項において「性能基準」という。）による場合にあっては、200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(1) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。）による場合にあっては、200平方メートル未満

のときは15,000円、
200平方メートル以
上のときは16,000

円

(ウ) 申請に係る住宅

について、建築物工
ネルギー消費性能
基準に適合してい
るかどうかの基準
が、省令第1条第1

項第2号イ(3)及び
ロ(3)に定める基準

(以下この項にお
いて「仕様基準」と
いう。)による場合

にあつては、200平
方メートル未満の
ときは15,000円、

200平方メートル以
上のときは16,000

円

イ 認定の対象が2以

上の単位住戸を有す
る住宅である場合

1件につき(ア)、(イ)

又は(ウ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅

について、建築物工

エネルギー消費性能
基準に適合してい
るかどうかの基準
が、性能基準による
場合によっては、当
該住宅の床面積の
合計(設計一次エネ
ルギー消費量を省
令第4条第3項第
2号の数値とした
住宅によっては、住
宅のうち共用部分
を除いた単位住戸
の総数の床面積の
合計)が300平方メ
ートル未満のとき
は57,000円、300平
方メートル以上
2,000平方メートル
未満のときは
96,000円、2,000平
方メートル以上
5,000平方メートル
未満のときは
163,000円、5,000
平方メートル以上
のときは234,000円
(1) 申請に係る住宅

について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅・フロア入力法による場合によっては、当該住宅の床面積の合計(設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計)が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上の

ときは130,000円

(ウ) 申請に係る住宅

について、建築物工

ネルギー消費性能

基準に適合してい

るかどうかの基準

が、仕様基準による

場合にあつては、当

該住宅の床面積の

合計が300平方メー

トル未満のときは

27,000円、300平方

メートル以上2,000

平方メートル未満

のときは47,000円、

2,000平方メートル

以上5,000平方メー

トル未満のときは

86,000円、5,000平

方メートル以上の

ときは130,000円

ウ 認定の対象が住宅

以外の建築物である

場合 1件につき(ア)

又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築

物について、建築物

エネルギー消費性

能基準に適合して
いるかどうかの基
準が、省令第1条第
1項第1号ただし
書に定める方法又
は標準入力法・主要
室入力法による場
合にあっては、当該
建築物の床面積の
合計が300平方メー
トル未満のときは
189,000円、300平方
メートル以上1,000
平方メートル未満
のときは237,000
円、1,000平方メー
トル以上2,000平方
メートル未満のと
きは306,000円、
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のときは
437,000円、5,000
平方メートル以上
10,000平方メー
トル未満のときは
538,000円、10,000
平方メートル以上

25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

(1) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000

平方メートル以上
10,000平方メー
トル未満のとき
は
257,000円、10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のとき
は
308,000円、25,000
平方メートル以上
のときは362,000円

エ 認定の対象が住宅
及び住宅以外の部分
を有する建築物であ
る場合 1件につき
申請に係る建築物の
住宅の部分について、
次の(ア)又は(イ)に掲
げる区分に応じ、当該
(ア)又は(イ)に定める
額に、住宅以外の部分
の床面積の合計に応
じてウ規定により算
出した額を加算した
額
(ア) 建築物の住宅の
部分が1の単位住
戸を有する場合
アに規定する額

(1) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合、申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてこの規定により算出した額

備考 (略)

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額 (1件につき)
1	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づ	検査済証の交付を受ける 前における建築物等の仮 使用認定申請手数料	120,000円

備考 (略)

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額 (1件につき)
1	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づ	検査済証の交付を受ける 前における建築物等の仮 使用認定申請手数料	120,000円

	く仮使用の認定の申請に 対する審査		
2	(略)	(略)	(略)
77			

別表第3 (略)

	く仮使用の認定の申請に 対する審査		
2	(略)	(略)	(略)
77			

別表第3 (略)